

# 放送に係る安全・信頼性に関する技術基準の整備経過

- 平成23年5月17日  
情報通信審議会「放送に係る安全・信頼性に関する技術的条件」のうち  
「地上デジタルテレビジョン放送等の安全・信頼性に関する技術的条件」  
に対する答申
  
- 平成23年6月14日  
技術基準について電波監理審議会へ諮問・答申  
  - （ 諮問にあたり、技術基準案についてパブリックコメントを実施
  - 1. 平成23年4月28日～平成23年5月27日
  - 2. 平成23年5月18日～平成23年6月3日（東日本大震災による被災を踏まえた追加検討  
分に関する追加パブリックコメント分）
  
- 平成23年6月30日  
技術基準についての改正省令等の施行

# 放送法施行規則における改正について

---

- ① 地デジ放送等の安全・信頼性確保に関する技術基準として、安全・信頼性確保のための措置（予備機器、故障検出、応急復旧機材の配備、停電対策等）について、放送の種類による設備構成の差異を踏まえ、設備の損壊又は故障による受信者への影響の波及度合いを考慮して、対象を規定。  
（第102条から第123条（基幹放送関係）、第147条から155条（一般放送関係））
  
- ② 設備に起因する重大事故が発生した場合における報告義務の対象範囲を規定。（第125条及び第157条）
  
- ③ 地デジ及びAMの中継局に対し段階的に措置を求めることとした停電対策は、最長7年以内に措置するよう経過措置を規定。（附則第4条から第6条）

# 重大事故の報告について

## 重大事故に係る規定(放送法施行規則第125条及び第157条)

	基幹放送			一般放送	
	地上基幹放送	移動受信用 地上基幹放送	衛星基幹 放送	衛星一般 放送	有線一般 放送
報告の対象	設備に起因して <u>放送の全部又は一部を停止させた事故</u>				
(停止時間による限定)	(親局) <u>15分以上</u> (プラン局) <u>2時間以上</u>	(親局) <u>15分以上</u> (中継局) <u>2時間以上</u>	<u>15分以上</u>	<u>2時間以上</u>	<u>2時間以上</u>
(影響利用者数による限定)	-	-	-	-	<u>3万以上</u>

- コミュニティ放送については、親局について停止時間2時間以上を対象。
- 臨時目的放送、試験放送及び衛星試験放送は適用除外。